

令和4年度〔第4四半期〕 随意契約一覧

県土マネジメント部、地域デザイン推進局

| 契約担当所属名 | 契約の種類 | 契約の名称 | 契約の相手方 | | 契約締結日 | 契約期間(履行期間) | | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | | その他 (単価契約の単価、 長期継続契約等) |
|----------------|---------------------|---------------------------------|-------------------------|--------------------------|-----------|------------|------------|------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| | | | 商号又は名称 | 所在地 | | 始 期 | 終 期 | | 適用条項 (地方自治法施行令 第167条の2第1項) | 具体的理由 | |
| 県土マネジメント部企画管理室 | 物品購入 | 奈良県内の土木事務所等で使用する電気 | 関西電力株式会社 | 大阪市北区中之島3丁目6番16号 | 令和5年1月1日 | 令和5年1月1日 | 令和5年12月31日 | 87,983,239 | 第2号 | 一般競争入札を実施したが入札者がなく、再度の競争入札に付している十分な準備期間が取れないことから見積合わせを行ったものの、見積提出者がいなかったことから、競争入札参加資格申請が可能である事業者（「令和4年度奈良県電力の調達に係る環境配慮方針」第6条に基づく評価点が基準点以上である事業者）のうち、唯一契約が可能である当該契約相手方と随意契約したため。 | 長期継続契約 |
| 大規模広域防災拠点整備課 | 役務・委託等 | 令和4年度 奈良県大規模広域防災拠点 不動産鑑定評価業務 | 大和不動産鑑定株式会社 奈良支社 | 奈良市西大寺東町2丁目1番56号 | 令和5年1月26日 | 令和5年1月26日 | 令和6年3月28日 | 6,103,900 | 第2号 | 本件は、広範囲かつ複数の路線にまたがる工事用道路を整備するための不動産鑑定評価業務であり、鑑定にあたり一貫性・整合性が必要となること等から、配置技術者の勤務実績や業務実施方針を評価するプロポーザル方式により契約の相手方を選定する必要があったため。 | 債務負担行為 |
| 下水道課 | 役務・委託（建設工 事関連業務） | 令和5年度 浄化センター焼却灰等処分 業務委託 | 大阪湾広域臨海環境整備センター | 大阪市北区中之島2丁目2番2号 | 令和5年3月24日 | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 | 18,887,000 | 第2号 | 大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業は、大阪湾圏域の廃棄物の適正な海面埋立による処理及び港湾の秩序ある整備を図るため、奈良県を含めた近畿2府4県の地方公共団体の出資により整備を進めている事業である。処分場を管理運営する大阪湾広域臨海環境整備センターと本県は昭和61年3月に基本協定を締結し、排出する産業廃棄物による海面埋立処分業務を委託しており、当該基本協定に基づき、契約の相手方が特定されるため。 | ・単価契約 11,110円/t ・長期継続契約 |
| 奈良土木事務所 | 役務・委託（建設工 事関連業務） | 鹿野園地区 地すべり観測業務委託 | 日本工営株式会社 奈良事務所 | 奈良市高天市町11 | 令和5年2月1日 | 令和5年2月1日 | 令和5年5月31日 | 7,535,000 | 第6号 | 鹿野園地区はたびたび地すべりが発生しており、平成28年ごろから周辺住民の安全を確保するために観測を継続している。同地区では令和元年7月～8月に地すべりが発生し、地すべり対策工事実施中の令和4年10月にも法面の小崩落が発生。令和5年1月に観測業務を終える予定だったが、令和4年10月の小崩落に伴い観測業務を継続する必要が発生したため。入札で契約相手が決定するまでの期間、既契約業者に委託することで、円滑に業務を進めるもの。 | 債務負担行為 |
| 奈良土木事務所 | 工事 | 一級河川乾川 水路工事 | ナック建設株式会社 | 奈良市杏町76-3 | 令和5年2月16日 | 令和5年2月16日 | 令和5年3月31日 | 8,910,000 | 第5号 | 10月の降雨により道路冠水が発生し、対策の検討、関係機関との協議等を進め、今般応急工事の方法が確定した。道路冠水発生により、周辺に浸水被害が生じる恐れがあり、その未然防止のための応急工事を農繁期までに完了する必要があり、早急に工事を行うもの。 | |
| 郡山土木事務所 | 役務・委託（建設工 事関連業務） | 一般国道168号小平尾バイパス 再算 定業務 | 株式会社K C コンサルタント 奈良営業所 | 奈良県葛城市疋田278-6 | 令和5年1月13日 | 令和5年1月13日 | 令和5年3月31日 | 1,595,000 | 第2号 | 当該業務は過去に行った補償調査の再算定業務であり、既に契約した業務と密接不可分の関係にあることから、他の事業者へ履行させた場合、責任の所在が不明確になる等、著しい支障が生じるため。 | |
| 郡山土木事務所 | 役務・委託（建設工 事関連業務） | 大和郡山広陵線 廃棄物処理工事 | 株式会社安田工務店 | 奈良県生駒市小平尾町1541-2 | 令和5年3月7日 | 令和5年3月7日 | 令和5年3月31日 | 6,886,000 | 第2号 | 廃棄物処理法では、掘削により発生した廃棄物は、掘削した事業者が排出事業者となることが定められているため、掘削工事を行っている業者と契約するもの。 | |
| 高田土木事務所 | 役務・委託等 | 国道168号 補償調査業務委託 | 株式会社ファノバ奈良営業所 | 奈良市三条町487番地 | 令和5年1月11日 | 令和5年1月12日 | 令和5年3月31日 | 1,650,000 | 第2号 | 本業務は補償単価の再算定を行うものであり、過年度に実施した調査結果に基づく必要があるため2つの業務は密接不可分の関係にある。前回実施業者以外に履行させた場合、責任の所在が不明となるなど支障が生じるため。 | |
| 高田土木事務所 | 役務・委託等 | 国道168号 補償調査業務委託 | 大阪エンジニアリング株式会社 奈良支 店 | 奈良市登美ヶ丘三丁目12番9号-3 01号 | 令和5年1月11日 | 令和5年1月12日 | 令和5年3月31日 | 4,950,000 | 第2号 | 本業務は補償単価の再算定を行うものであり、過年度に実施した調査結果に基づく必要があるため2つの業務は密接不可分の関係にある。前回実施業者以外に履行させた場合、責任の所在が不明となるなど支障が生じるため。 | |

令和4年度〔第4四半期〕 随意契約一覧

県土マネジメント部、地域デザイン推進局

| 契約担当所属名 | 契約の種類 | 契約の名称 | 契約の相手方 | | 契約締結日 | 契約期間(履行期間) | | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | | その他 (単価契約の単価、 長期継続契約等) |
|---------|-----------------|-----------------------------|-----------------|----------------|-----------|------------|-----------|-----------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| | | | 商号又は名称 | 所在地 | | 始 期 | 終 期 | | 適用条項 (地方自治法施行令 第167条の2第1項) | 具体的理由 | |
| 高田土木事務所 | 役務・委託等 | 国道168号 補償調査業務委託 | 株式会社倉田総合鑑定 | 奈良市法蓮町163-1 | 令和5年1月11日 | 令和5年1月12日 | 令和5年3月31日 | 3,531,000 | 第2号 | 本業務は補償単価の再算定を行うものであり、過年度に実施した調査結果に基づく必要があるため2つの業務は密接不可分の関係にある。前回実施業者以外に履行させた場合、責任の所在が不明となるなど支障が生じるため。 | |
| 高田土木事務所 | 役務・委託等 | 古瀬小殿線 補償調査業務委託 | 株式会社倉田総合鑑定 | 奈良市法蓮町163-1 | 令和5年1月11日 | 令和5年1月12日 | 令和5年3月31日 | 2,299,000 | 第2号 | 本業務は過年度に補償調査を行った物件について、令和4年度単価での再算定及びアスベスト調査(定性・定量分析調査等)を行うものである。過年度に実施した調査結果に基づく必要があるため2つの業務は密接不可分の関係にある。前回実施業者以外に履行させた場合、責任の所在が不明となるなど支障が生じるため。 | |
| 高田土木事務所 | 工事 | 曾我川 護岸補修工事 | 株式会社西本組 | 奈良県御所市室117番地の1 | 令和5年1月18日 | 令和5年1月18日 | 令和5年3月31日 | 3,465,000 | 第5号 | 定期点検により護岸の一部が崩落していることが確認され、河川の閉塞や隣接する県道への支障が懸念されることから応急対策を講じる必要があったため。 | |
| 高田土木事務所 | 工事 | 高田川 護岸工事 | 矢羽田建設株式会社 | 奈良県葛城市八川188番地3 | 令和5年3月7日 | 令和5年3月7日 | 令和5年3月31日 | 3,337,400 | 第5号 | 地元住民から通報があり確認を行ったところ、3箇所で張りブロックの一部が崩落していることを確認。今後の出水によりさらなる護岸の崩落や河川の閉塞が懸念されることから早急に修繕工事を行う必要があったため。 | |
| 中和土木事務所 | 役務・委託(建設工事関連業務) | 一般国道169号高取バイパス 嘱託登記業務委託 | 土地家屋調査士 森本忠事務所 | 橿原市内膳町1-1-22 | 令和5年1月18日 | 令和5年1月19日 | 令和5年3月17日 | 3,307,961 | 第2号 | 本件は、昨年度の嘱託登記業務と密接不可分の関係にあたり、過年度の業務を行った業者以外に業務を履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため。 | 単価契約 14,300円/点 |
| 中和土木事務所 | 役務・委託(建設工事関連業務) | 一般国道169号高取バイパス 事業損失事後調査業務委託 | 株式会社NISSO 奈良営業所 | 奈良市下三条町487番 | 令和5年1月19日 | 令和5年1月20日 | 令和5年2月28日 | 2,244,000 | 第2号 | 本件は昨年度の事業損失補償調査と密接不可分の関係にあり、過年度の業務を行った業者以外に業務を履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため。 | |
| 宇陀土木事務所 | 役務・委託(建設工事関連業務) | 芳野川 護岸詳細設計委託 | 天理技研株式会社 | 天理市田井庄町569-1 | 令和5年1月17日 | 令和5年1月17日 | 令和5年3月29日 | 9,900,000 | 第5号 | 定期点検の結果、護岸構造物に亀裂、洗掘、また、護岸構造物背面の舗装面にはクラックが生じ、段差が生じていることが確認されたため、護岸及び道路の崩壊等の被害が懸念され、早急に対応する必要があったため。 | |
| 宇陀土木事務所 | 役務・委託(建設工事関連業務) | 一般県道大又小川線 蟻通橋高欄等補修設計委託 | サンコーコンサルタント株式会社 | 奈良市大宮町2-4-29 | 令和5年3月27日 | 令和5年3月27日 | 令和5年7月31日 | 4,422,000 | 第5号 | 調査を行った結果、当該橋梁の高欄部分が腐食し、高欄基礎と床版を連結するボルトの脱落も確認され、通行者の事故など甚大な被害が及ぶ恐れがあることから、早急に対応する必要があったため。 | 債務負担行為 |
| 宇陀土木事務所 | 工事 | 一般国道369号 香醉峠工区 落石対策工事 | 鳳隆建設株式会社 | 宇陀市大宇陀五津25-1 | 令和5年1月11日 | 令和5年1月11日 | 令和5年2月28日 | 6,930,000 | 第5号 | 法面調査を行った結果、法面上部に複数の転石が確認されたものの。当該工区は供用開始を予定しており、供用開始後に落石が発生した場合、重大な被害を及ぼす恐れがあることから早急に落石対策として防護柵を設置する必要があったため。 | |
| 宇陀土木事務所 | 工事 | 四郷川 護岸工事 | 株式会社富田組 | 吉野郡東吉野村小370 | 令和5年2月2日 | 令和5年2月2日 | 令和5年3月24日 | 4,979,700 | 第5号 | パトロールの結果、護岸天端の覆土部分、および護岸背面の耕作地の畦等の土砂が流出していることを確認し、当該耕作地では耕作が予定されていたため、早急に護岸補修を行う必要があったため。 | |
| 宇陀土木事務所 | 工事 | 室生川 河川構造物維持修繕工事 | 森川住建株式会社 | 宇陀市室生深野831 | 令和5年3月9日 | 令和5年3月9日 | 令和5年3月31日 | 3,047,000 | 第5号 | 本件は、室生川の河川構造物の一部が破損し、流出していることが判明し、存置した場合、洪水時には流れを阻害し、河川の閉塞や護岸等構造物に悪影響を及ぼす恐れがあることから、早急に対応を行う必要があったため。 | |

令和4年度〔第4四半期〕 随意契約一覧

県土マネジメント部、地域デザイン推進局

| 契約担当所属名 | 契約の種類 | 契約の名称 | 契約の相手方 | | 契約締結日 | 契約期間(履行期間) | | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | | その他 (単価契約の単価、 長期継続契約等) |
|---------|--------|------------------------|-----------------------|---------------------|-----------|------------|------------|------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| | | | 商号又は名称 | 所在地 | | 始 期 | 終 期 | | 適用条項 (地方自治法施行令 第167条の2第1項) | 具体的理由 | |
| 宇陀土木事務所 | 工事 | 室生地区 砂防施設補修工事 | 株式会社日展 | 大阪府大阪市北区万歳町3-7 | 令和5年3月16日 | 令和5年3月16日 | 令和5年9月29日 | 19,899,000 | 第2号 | 本件は砂防施設の機器補修工事。当初の設計・施工を行った契約業者以外に履行させた場合、機器が正常に作動しないなど、著しい支障が生じるおそれがあり、当初の業務と密接不可分の関係にあるもの。 | 債務負担行為 |
| 吉野土木事務所 | 役務・委託等 | 一般県道今木出口線 用地調査業務委託 | 大阪エンジニア株式会社 奈良支店 | 奈良市登美ヶ丘三丁目12番9号-301 | 令和5年1月10日 | 令和5年1月10日 | 令和5年2月28日 | 1,276,000 | 第2号 | 補償額の追加算定を行うものであり、当初の業務と密接不可分の関係にあり、他業者では責任の所在が不明確になるおそれがあるため。 | |
| 吉野土木事務所 | 役務・委託等 | 一般国道169号 道路変状調査分析委託 | 日本工営株式会社 奈良事務所 | 奈良市高天市町11番地 | 令和5年2月7日 | 令和5年2月8日 | 令和5年5月31日 | 4,565,000 | 第2号 | 令和元年から継続し、調査を行い対策に必要な立案している。現場に精通し、迅速に業務を遂行できる体制を整えている。また、継続した調査は、当初の業務と密接不可分の関係にあり、他業者では責任の所在が不明確になるおそれがあるため。 | 債務負担行為 |
| 吉野土木事務所 | 工事 | 一般県道大台大迫線 崩土撤去工事 | 株式会社 玉井組 | 吉野郡川上村下多古878-2 | 令和5年2月16日 | 令和5年2月16日 | 令和5年4月28日 | 3,630,000 | 第5号 | 2月16日一般県道大台大迫線川上村入之波地内において法面の崩壊が確認され、安全性を確保するため早急に土砂を撤去する必要があったため。 | 債務負担行為 |
| 吉野土木事務所 | 工事 | 一般県道大台大迫線 法面対策工事 | 幸成建設・中平建設・山峰建設JV | 吉野郡川上村下多古69 | 令和5年2月20日 | 令和5年2月20日 | 令和5年6月30日 | 22,110,000 | 第5号 | 2月16日一般県道大台大迫線川上村入之波地内において法面の崩壊が確認されたため、崩壊法面の安全性を確保するため早急に実施する必要があったため | 債務負担行為 |
| 吉野土木事務所 | 役務・委託等 | 主要地方道吉野室生寺針線現地測量業務委託 | 水野測量設計事務所 | 吉野郡下市町善城1070 | 令和5年3月1日 | 令和5年3月1日 | 令和5年4月28日 | 2,662,000 | 第5号 | 3月1日13時頃、主要地方道吉野室生寺針線吉野町香束地内において道路路肩擁壁が崩壊したため、道路機能の復旧に向け早急に実施する必要があったため | 債務負担行為 |
| 吉野土木事務所 | 役務・委託等 | 主要地方道吉野室生寺針線地質調査業務委託 | 株式会社原田鑿井設備工業所 | 大和郡山市筒井町933-1 | 令和5年3月1日 | 令和5年3月1日 | 令和5年4月28日 | 4,785,000 | 第5号 | 3月1日13時頃、主要地方道吉野室生寺針線吉野町香束地内において道路路肩擁壁が崩壊したため、道路機能の復旧に向け早急に実施する必要があったため | 債務負担行為 |
| 吉野土木事務所 | 役務・委託等 | 主要地方道吉野室生寺針線路肩法面設計業務委託 | 中央復建コンサルタンツ株式会社 奈良営業所 | 奈良市大宮町5丁目3-14 | 令和5年3月6日 | 令和5年3月6日 | 令和5年6月30日 | 8,459,000 | 第5号 | 3月1日13時頃、主要地方道吉野室生寺針線吉野町香束地内において道路路肩擁壁が崩壊したため、道路機能の復旧に向け早急に実施する必要があったため | 債務負担行為 |
| 吉野土木事務所 | 工事 | 坪内地区 地すべり応急工事 | 戸田・檜尾・城内特定建設工事共同企業体 | 奈良市大宮町5-4-1 | 令和5年3月6日 | 令和5年3月6日 | 令和5年11月30日 | 12,815,000 | 第6号 | 本工事は法面工事で発生した泥土を別発注より処理を行う予定であったが、隣接地の伐採により泥土が工事箇所へ流出することが予見され、泥土を早急に処分する事情が発生した。他事業者が本工事を行う場合、泥土処理のためにモノレールを構築する等、多額の経費と時間を要するため、現地にて法面工事を行っている当該契約者と随意契約を行うもの。 | 債務負担行為 |
| 吉野土木事務所 | 工事 | 一般県道平原五條線舗装工事 | 株式会社岡田組 | 吉野郡下市町善城325-4 | 令和5年3月13日 | 令和5年3月13日 | 令和5年4月28日 | 6,600,000 | 第5号 | 3月5日この路線を走行していた二輪車が、舗装の段差で転倒したとの通報があり、現場を確認したところ100mに渡って段差があることが判明し、早急に現状復旧を行う必要があったため。 | 債務負担行為 |
| 吉野土木事務所 | 工事 | 一般国道169号 法面工事 | 株式会社大台建設 | 吉野郡上北山村小椋199 | 令和5年3月20日 | 令和5年3月22日 | 令和5年5月31日 | 3,520,000 | 第5号 | 3月17日に深瀬トンネル終点坑口上部から車道に落石が発生し、原因が、防護柵背面の土砂捕捉スペースが満砂状態であったため、再度滑落の発生する可能性があり、安全性を確保するため早急に実施する必要があったため | 債務負担行為 |
| 五條土木事務所 | 工事 | 一般国道425号 防護柵設置工事 | 株式会社 イヌイ | 奈良県吉野郡十津川村出谷71-9 | 令和5年2月15日 | 令和5年2月15日 | 令和5年7月31日 | 17,380,000 | 第5号 | 多数の落石により一般国道425号 迫西川地区が通行止となり、道路交通機能を確保するため早急に対策工事を実施する必要が生じたため。 | 債務負担行為 |

令和4年度〔第4四半期〕 随意契約一覧

県土マネジメント部、地域デザイン推進局

| 契約担当所属名 | 契約の種類 | 契約の名称 | 契約の相手方 | | 契約締結日 | 契約期間(履行期間) | | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | | その他 (単価契約の単価、 長期継続契約等) |
|-----------|-----------------|----------------------------------|---------------------|----------------------|-----------|------------|-----------|------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| | | | 商号又は名称 | 所在地 | | 始 期 | 終 期 | | 適用条項 (地方自治法施行令 第167条の2第1項) | 具体的理由 | |
| 五條土木事務所 | 役務・委託（建設工事関連業務） | 一般国道425号 法面工設計業務委託 | 日本工営株式会社 奈良事務所 | 奈良県奈良市高天市町11 | 令和5年2月16日 | 令和5年2月16日 | 令和5年3月31日 | 8,404,000 | 第5号 | 多数の落石により一般国道425号 迫西川地区が通行止となり、道路交通機能を確保するため早急に対策工事を検討する必要が生じたため。 | |
| 五條土木事務所 | 工事 | 平原五條線 小島工区 防護柵工事 | 株式会社 森下組 | 奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本1589 | 令和5年2月16日 | 令和5年2月16日 | 令和5年3月28日 | 10,426,900 | 第6号 | 舗装工事の施工中、同一構内にある仮設防護施設に車両が接触した際、仮設防護施設内を通行する歩行者に危険が及ぶことが分かり、当該工事業者で防護柵設置工事を行う必要が生じたため。 | |
| 五條土木事務所 | 工事 | 一般国道425号 道路法面復旧工事 | 株式会社 イヌイ | 奈良県吉野郡十津川村出谷71-9 | 令和5年3月24日 | 令和5年3月24日 | 令和5年4月14日 | 2,585,000 | 第5号 | 一般国道425号 平谷地区の道路路肩の崩壊により、利用者の安全性を損う可能性が高く、対策工事を実施する必要が生じたため。 | 債務負担行為 |
| 五條土木事務所 | 工事 | 一般国道168号 阪本工区 中和処理設備設置工事 | 奥村・岩田地崎特定建設工事共同企業体 | 奈良県奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル | 令和5年3月31日 | 令和5年4月1日 | 令和5年8月31日 | 5,960,900 | 第6号 | 本工事は施工中である（仮称）阪本トンネル工事により発生した掘削湧水の中和処理を行うものであり、当該トンネル施工業者に実施させることが期間の短縮、経費の節減に加え、円滑な実施を確保する上で有利と認められるため。 | 債務負担行為 |
| 幹線街路整備事務所 | 役務・委託（建設工事関連業務） | 西日本旅客鉄道関西線 八条三丁目地区用地調査等業務委託（再算定） | 大阪エンジニアリング株式会社 奈良支店 | 奈良市登美ヶ丘3-12-9-301 | 令和5年1月13日 | 令和5年1月16日 | 令和5年1月31日 | 1,155,000 | 第2号 | 過年度に行った補償調査の業務に基づき、主に再算定を行うもので当初業務と密接不可分の関係にあり、当初業務を行った業者以外に業務を履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがあるため。 | |